

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日(当
たるときは、そ
の翌日)

◇ 告 示

国民健康保険医として登録があつたものとみなされるもの
目 次

- 農業振興地域整備計画の変更
- 木材業者及び製材業者の登録
- 林業種苗法による生産事業者の登録
- 土地改良区の定款の変更の認可
- 土地改良事業の変更計画の決定
- 土地改良事業計画の適否の決定(四件)
- 基本測量の終了
- 土地収用法による事業の認定
- 都市計画法第六十六条による告示
- 鳥取県指定代理金融機関の店舗の名称等の一部改正
- 鳥取県指定代理金融機関等の店舗の名称等の一部改正
- 鳥取県立高等学校募集生徒数

◇ 教委告示

鳥取県告示第千二百二十三号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険業剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十二月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

告 示

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
鎌 迫 陽	鳥国医第二、一二九号	昭和五十一年十一月十七日
有 馬 忠 茂	第二、一三〇号	"
清 水 和 男	第二、一三三号	" 二十五日

鳥取県告示第千二百二十四号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第十三条第一項の規定に基づき、農業振興地域整備計画を変更したので、同法同条第三項において準用する同法第十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

変更後の計画書は、鳥取県農林部農政課及び倉吉地方農林振興局に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十一年十二月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 名称

中部広域営農団地整備計画

二 対象地域

- 倉吉農業振興地域
- 関金農業振興地域
- 大栄農業振興地域

木材業者

登録番号	登録年月日	住 所	氏名又は法人その他の団体の名称及び代表者の氏名
鳥木第四四号	昭和五十一年一月二十九日	岩美郡国府町中河原六八ノ六	国 府 町 森 林 組 合 岸 本 寛
八木第九四号	" 一八日	八頭郡河原町河原五六ノ一	山 本 松 順 蔵
米木第八八号	" 九月三日	米子市富士見町二丁目一六〇	新 興 林 産 有 限 会 社 多 羅 尾 順 蔵
製材業者			
登録番号	登 録 年 月 日	住 所	氏名又は法人その他の団体の名称及び代表者の氏名
八製第六七号	昭和五十一年一月二六日	八頭郡河原町河原五六ノ一	山 本 松 順 蔵
倉製第六三号	" 六日	倉吉市上井一九〇	関西パーケット工業株式会社 藤 井 政 雄
" 六四号	" "	" 西倉吉町二二〇	ダイアン教材協業組合 松 田 安 弘
米製第六八号	" 九月三日	米子市富士見町二丁目一六〇	新 興 林 産 有 限 会 社 多 羅 尾 順 蔵

東伯農業振興地域
赤碓農業振興地域

鳥取県告示第千二十五号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第六条第一項の規定に基づき、木材業者及び製材業者を次のとおり登録したので、同条例同条第二項の規定により告示する。

昭和五十一年十二月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二十六号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第三項の規定に基づき、生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十二月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
百九十三	小椋 一	東伯郡三朝町大字 木地山六四七番地	穂の採取並びに 幼苗及び苗木の育成	小椋 一 苗畑	東伯郡三朝町 大字木地山

鳥取県告示第千二十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、邑美土地改良区の定款の変更を昭和五十一年十二月二十日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年十二月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良(国府地区は場整備)事業の変更計画を定めたので、同法同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定に

より、次のとおり告示する。

昭和五十一年十二月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年十二月二十五日から二十六日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所及び国府町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二十九号

昭和五十一年十一月十五日付けで岩美町から申請のあつた土地改良(小田地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十二月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年十二月二十五日から二十六日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千三十号

昭和五十一年十一月十五日付けで岩美町から申請のあつた土地改良（池谷地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十二月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年十二月二十五日から二十六日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千三十一号

昭和五十一年十一月十五日付けで岩美町から申請のあつた土地改良（陸上地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十二月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年十二月二十五日から二十六日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千三十二号

昭和五十一年十一月十五日付けで岩美町から申請のあつた土地改良（荒金地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十二月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年十二月二十五日から二十六日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千三十三号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わつた旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年十二月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

基本測量（二万五千分の一基本図修正測量）

二 作業地域

西伯町、会見町、江府町、溝口町、日野町及び日南町

三 終了年月日

昭和五十一年十二月十一日

鳥取県告示第千三十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十二月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

國府町

二 事業の種類

國府町立運動場建設事業

三 起業地

1. 収用の部分

岩美郡國府町大字町屋字砂田、字上河原、字山王、字下石倉及び字中石倉地内

2. 使用の部分

なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

國府町役場

鳥取県告示第千三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、羽合都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のと

おり告示する。

昭和五十一年十二月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画事業の種類及び名称

羽合都市計画公園事業 第五・八・一号 東郷湖羽合臨海公園

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇番地

四 事業地の所在

収用の部分

昭和四十八年十月鳥取県告示第八百二十二号の事業地に東伯郡羽合町
大字長瀬字鼈池、字十一ノ千石、字十二ノ千石、字六ノ千石及び字
五ノ千石並びに大字橋津字濱屋敷及び字二ノ濱屋敷地内を加える。
使用の部分
なし

鳥取県告示第千三十六号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取
県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）
の一部を次のように改正し、昭和五十二年一月一日から施行する。

昭和五十二年十二月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第二号の表の株式会社鳥取銀行の本店の項中「鳥取県農業試験場」を削

り、同表の株式会社鳥取銀行の吉成支店の項を次のように改める。

吉成支店 鳥取市吉成 鳥取県農業試験場

鳥取県告示第千三十七号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取
県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）
の一部を次のように改正し、昭和五十二年一月一日から施行する。

昭和五十一年十二月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第二号の表の株式会社鳥取銀行の項中

鳥取県立鳥取商業高等学校
鳥取県立鳥取西工業高等学校
鳥取県立鳥取農業高等学校
鳥取県教育研修センター

を

湖山支店	鳥取市湖山
鳥取支店	鳥取市川端三丁
鳥取駅前支店	鳥取市今町二丁
市場支店	鳥取市安長
末広支店	鳥取市末広温泉
市役所出張所	鳥取市尚徳町

町	目	目	鳥取県立鳥取商業高等学校 鳥取県立鳥取西工業高等学校 鳥取県立鳥取農業高等学校 鳥取県教育研修センター
---	---	---	--

昭和五十二年鳥取県立高等学校募集生徒数(募集定員)

高等学校名	課程名	学 科	科 名	募集生徒数	所 在 地
鳥取東高等学校	全日制課程	普通学科	普通科	四二〇人	鳥取市立川町五丁目二〇
		普通学科	普通科	四二〇人	
鳥取西高等学校	全日制課程	家庭学科	家政科	八〇人	鳥取市東町二丁目一一
		家庭学科	家政科	八〇人	
鳥取商業高等学校	全日制課程	商業学科	普通科	一六〇人	鳥取市湖山町北二丁目四〇一
			商業科	一六〇人	
			経理科	四〇人	
			情報処理科	四〇人	
			機械科	七六人	

に改める。

第三号の表の株式会社鳥取銀行の項中鳥取支店の項、鳥取駅前支店の項、市場支店の項、末広支店の項及び市役所出張所の項を削る。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十五号

昭和五十二年鳥取県立高等学校募集生徒数を次のように定める。

昭和五十一年十二月二十四日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

八頭高等学校		岩美高等学校		鳥取農業高等学校				鳥取西工業高等学校				鳥取工業高等学校			
全日制課程		全日制課程		全日制課程				全日制課程				全日制課程			
家庭学科	普通学科	普通学科		農業学科				工業学科				工業学科			
農業科	家政科	普通科	普通科	生活科	食品製造科	園芸科	農業科	土木科	電子科	電気科	機械科	工業化学科	建築科	金屬工業科	電気科
三八人	四〇人	四六二人	一六八人	三八人	三八人	三八人	三八人	三八人	三八人	三八人	七六人	三八人	三八人	三八人	七六人
八頭郡家町大字久能寺七二五		岩美郡岩美町大字浦富七〇八の二		鳥取市湖山町天神山三〇六				鳥取市湖山町北三丁目二五〇				鳥取市生山一一一			

倉吉工業高等学校			倉吉産業高等学校			倉吉農業高等学校				倉吉西高等学校	倉吉東高等学校	青谷高等学校	智頭農林高等学校			
全日制課程			全日制課程			全日制課程				全日制課程	全日制課程	全日制課程	全日制課程			
工業学科			家庭学科		商業学科	農業学科				普通学科	普通学科	普通学科	農業学科			
電子科	電気科	機械科	家政科	情報処理科	商業科	生活科	畜産科	園芸科	農林科	普通科	普通科	普通科	生活科	木材加工科	林業科	
三八人	三八人	七六人	八〇人	四〇人	八〇人	三八人		八〇人		二五二人	二九四人	二一〇人	三八人	三八人	三八人	
倉吉市小田字下前田二〇四の五			倉吉市上井四三〇			倉吉市大谷一六六				倉吉市秋喜字清水二〇	倉吉市下田中六一の一	気高郡青谷町大字青谷二、九二二			八頭郡智頭町大字智頭七一の一	

米子工業高等学校					米子南商業高等学校	米子高等学校	米子西高等学校	米子東高等学校	赤碓高等学校	由良青英高等学校					
全日制課程					全日制課程	全日制課程	全日制課程	全日制課程	全日制課程	全日制課程	全日制課程				
工業学科					商業学科	普通学科	家庭学科	普通学科	普通学科	家庭学科	普通学科				
工業化学科	土木科	電子科	電気科	機械科	情報処理科	商業科	普通科	家政科	普通科	普通科	家政科	普通科	土木科	工業化学科	
七六人	三八人	三八人	三八人	七六人	四〇人	一一〇人	二一〇人	八〇人	二九四人	三七八人	四〇人	八四人	二一〇人	三八人	三八人
米子市博労町四丁目三二〇					米子市長砂町二一六	米子市橋本字鱈縄手三三三	米子市錦町一丁目一〇三三	米子市勝田町一	東伯郡赤碓町大字赤碓一九五七の一		東伯郡大栄町大字由良宿下の松 四二三三の一				

根雨高等学校		境港工業高等学校				境水産高等学校					境高等学校		西部農業高等学校		
全日制課程		全日制課程				全日制課程					全日制課程		全日制課程		
家庭学科	普通学科	工業学科				商業学科	水産学科				家庭学科	普通学科	農業学科		
家政科	普通科	建築科	電子科	電気科	機械科	商業科	機械科	無線通信科	食品製造科	海洋科	家政科	普通科	生活科	農芸化学科	農業園芸科
四〇人	一六八人	三八人	三八人	三八人	七六人	四〇人	三八人	三八人	三八人	三八人	四〇人	二五二人	三八人	三〇人	三〇人
日野郡日野町根雨字馬子田三一〇		境港市竹内町九二五				境港市中野町二、〇〇〇					境港市上道町八二一		西伯郡淀江町大字福岡二四		

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む)】

合 計	(定時制課程計)						(全日制課程計)						
	境 高 等 学 校	米子東高等学校	倉吉東高等学校	鳥取農業高等学校 美和分校	鳥取西高等学校		日野産業高等学校						
	(夜時制課程 夜間)	(夜時制課程 夜間)	(夜時制課程 夜間)	定時制課程	(夜時制課程 夜間)		全日制課程						
	普通学科	普通学科	普通学科	農業学科	商業学科	普通学科	農業学科						
	普通科	普通科	普通科	生活科	畜産科	商業科	生活科	農林畜産科			商業科		
	四〇人	四〇人	四〇人	三八人		四〇人	三八人	三八人			四〇人		
	境港市上道町八二二	米子市勝田町一	倉吉市下田中六一の一	鳥取市源太一二	鳥取市東町二丁目一二二		日野郡日野町黒坂一、一〇七						
	二三八人						六、七〇人						
	六、九四八人												